

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	公的個人認証サービスの民間事業者への利用拡大
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、公的個人認証サービスは、行政業務の利用に制限されているが、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」では、民間事業者における電子的な本人確認手段として、公的個人認証サービスの電子署名を指定したものがあり、矛盾した状況である。</p> <p>また、公的個人認証サービスの利用範囲を金融機関での口座開設やクレジットカードの新規発行など電子商取引まで拡大するためには、リアルタイムでの本人の認証・確認（実在確認）が行える仕組みが必要とされている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第1条、3条4項、17条</li> <li>・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則第6条</li> <li>・犯罪による収益の移転防止に関する法律</li> <li>・古物営業法第15条</li> <li>・携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則</li> </ul>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>公的個人認証サービスに、十分なセキュリティを確保し、民間事業者がオンラインでリアルタイムに本人の認証・確認（実在確認）ができる仕組みを整備する。</p> <p>また、電子証明書の記録媒体は、住基カードに限定せず、民間で普及が進む携帯電話端末やFeliCa等のICカードなどに拡大することにより、民間の新たなビジネスの創出も期待される。</p>